

平成27年1月1日以降の自己負担限度額（月額）

階層区分		患者負担割合：2割						
		自己負担限度額（外来+入院）						
		原則			既認定者（経過措置期間3年間）			
		一般	高額かつ長期（※1）	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者	
生活保護	-	0	0	0	0	0	0	
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	
低所得Ⅱ		本人年収 80万円以上～	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上71,000円未満		10,000	5,000		5,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割額 71,000円以上251,000円未満		20,000	10,000		10,000		
上位所得	市町村民税所得割額 251,000円以上		30,000	20,000		20,000		
入院時の食事療養費 ※生活保護受給者は自己負担無し		全額自己負担				2分の1自己負担		

平成27年1月1日以降申請の新規申請の方は、こちらの区分が適用されます

- 【※高額かつ長期】とは ①認定を受けている受給者で ②階層区分が一般所得Ⅰ以上の方で ③支給認定を受けた月以降(変更又は更新時は、申請を行う日が属する月以前)12月以内の ④指定難病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある } ①～④を満たしている該当します
- [例]：医療保険2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上

【その他注意事項】

- 注1 同一世帯（医療保険単位）内に対象患者が複数いる場合には負担額を按分する。按分の計算方法は以下の通り
各患者の自己負担上限額＝患者本人の自己負担上限額×（世帯で最も高い者の負担上限額／世帯における負担上限額の総額）
- 注2 認定基準を満たさない軽症者であっても、総医療費33,330円超の月が年間3回以上あれば、特例として認定。